

感染拡大防止 徹底要請

兵庫県に緊急事態宣言が発令され1週間以上が経ちますが、依然として1日に200人を超える新規感染者が確認され、重症病床使用率が50%を超えるなど、**医療体制は非常に厳しい状況**となっています。

緊急事態措置

県では、緊急事態措置として、次の4つの取組を行っていますので、ご理解、ご協力をお願いします。

- 1 営業時間の短縮
(飲食店等は20時までの営業。酒類の提供は19時まで)
- 2 外出自粛
(特に20時以降の不要不急の外出自粛)
- 3 出勤抑制
(テレワーク等による「出勤者の7割削減」)
- 4 イベント開催要件の見直し
(人数の上限を5,000人、かつ屋内にあっては収容率50%以下に、屋外にあっては人と人との距離を十分に確保)

家庭等への持込み防止

県内感染者の感染経路を見ると、家庭での感染が約5割となっています。県民の皆様、**特に若い方々には、緊急事態宣言下であることを強く認識していただき、ウイルスを持ち込まないよう、次の取組をお願いします。**

- 不要不急の外出の自粛、特に**20時以降の不要不急の外出の自粛を強くお願いします。**
- **緊急事態宣言対象地域**をはじめ、**リスクのある場所への出入りを自粛**してください。
- **家庭内でも、ホームパーティーなど大人数での飲食や長時間に及ぶ飲食は控えてください。**
- 毎日の**検温**、手洗い、マスクの着用など**健康管理を徹底**してください。
- **在宅勤務(テレワーク)**に積極的に取り組むなど出勤抑制にご協力をお願いします。

皆様一人ひとりが「うつらない・うつさない」との強い思いで取り組むことが大切です。医療・福祉従事者はじめ、県民の健康や暮らしを支えている方々などには、心より感謝申し上げます。ともにこの難局を乗り越えましょう。

令和3年1月22日